

7. 国民年金

ほけんねんきんか 保険年金課 ☎ 0749-65-6516

◆国民年金に入る人

国民年金に 入って 保険料を 納めた人は、年をとったとき、国から お金を もらうことが できます。日本に 住んでいる 20歳から 59歳までの人は、国民年金に 入って、保険料を 納めてください。国民年金に 入っている人を「被保険者」と いいます。被保険者は、3つの 種類に 分かれています。種類が 変わるときは、手続きをしてください。

60歳から 64歳までの 希望する人も、入ることが できます(任意加入被保険者という 種類)。

①第1号被保険者	自営業<自分の店をもっている人>、学生など(②と③ではない人)
②第2号被保険者	会社や 工場、店などで 働いている人 (厚生年金や 共済組合に 入っている人)
③第3号被保険者	第2号被保険者に 扶養されている<生活の お金を 出してもらっている> 配偶者<夫や 妻>

◆国民年金についての 手続き

このようなときは、市役所の 保険年金課(または北部合同 庁 舎 ぐらし窓口課や各支所窓口)で 手続きをして ください。また、仕事をしている ところ(会社など)で 手続きをして ください。

このようなとき	必要なもの (窓口 に 持って行くもの)	手続きをする ところ
仕事を やめたとき(厚生年金や 共済組合を やめたとき)	☐ 本人確認ができるもの(免許証、パスポート、在留カードなど) ☐ 仕事を やめた 日が 分かる 書類	ほけんねんきんか 保険年金課、 ほくぶごうどう 北部合同 ちようしゃ 庁 舎、 ぐらし窓口課、各 ししよまどぐち 支所窓口
厚生年金や 共済組合に 入っている 配偶者(夫や妻)に 扶養されなくなつたとき(離婚したとき、配偶者が 死んだとき、自分の 給料が 増えたとき)	☐ 本人確認ができるもの(免許証、パスポート、在留カードなど) ☐ 扶養されなくなった 日が 分かる 書類	
任意加入(年金のお金を払った期間が たりない人などが60歳から65歳まで入ることが できます)の手続きするとき・やめるとき	☐ 本人確認ができるもの(免許証、パスポート、在留カードなど) ☐ 通帳 ☐ はんこ(通帳の届出印)	
厚生年金や 共済組合に 入っている 配偶者に 扶養されるようになったとき(結婚したときや、自分が 仕事を やめたとき)、配偶者の 働く ところが 変わったとき	※配偶者が 働いているところに 聞いて ください。	

き そねんきんばんごうつうちしよ 基礎年金番号通知書をなくしたとき さいこうふしんせい (再交付申請)	ほんにんかくにん ☐ 本人確認が できるもの うんてんめんきょしょう ばす ぽー と ざいりゅう (運転免許証、パスポート、在留 かーど カードなど)	ほけんねんきんか 保険年金課、 ほくぶ ごうどう ちょうしゃ 北部合同庁舎 まどぐちか かく くらし窓口課、各 ししよまどぐち 支所窓口
ほけんりょう おさ 保険料を 納めることが むずかしいとき めんじよ ほけんりょう ・免除(保険料が いらなくなる) のうふゆうよ ・納付猶予 (かね しはら ま (お金の支払いを 待ってくれる) がくせいのうふとくれい しんせい ・学生納付特例の申請 がくせい ほけんりょう おさ (学生で 保険料を納めることが むず かしいとき 支払いを 待ってくれる)	ほんにんかくにん ☐ 本人確認が できるもの うんてんめんきょしょう ばす ぽー と ざいりゅう (運転免許証、パスポート、在留 かーど カードなど) こよう ほけん ひ ほけんしゃ りしよくひょう ☐ 雇用保険被保険者離職票 しつぎょう (失業のとき) がくせいしょう がくせい ☐ 学生証(学生のとき)	
だい ごう ひ ほけんしゃ あか う 第1号被保険者が 赤ちゃんを 産むとき あか う ほけんりょう はら (赤ちゃんを 産むとき、保険料を 払う ひつよう きかん 必要がない 期間が あります。) 	ほんにんかくにん ☐ 本人確認が できるもの うんてんめんきょしょう ばす ぽー と ざいりゅう (運転免許証、パスポート、在留 かーど カードなど) ぼ しけんこうてちょう ☐ 母子健康手帳	

◆基礎年金番号通知書

はじめて 国民年金や 厚生年金に 入った人は「基礎年金番号通知書」を もらいます。「基礎年金番号通知書」は、いろいろな 手続き(年金を もらうときなど)に 使います。大切にしてください。

◆保険料

国民年金の 保険料は、20歳から 59歳までの 40年間 納めます。詳しいことは、年金事務所や 市役所の 保険年金課に 聞いて ください。

【保険料の 納め方】

だい ごう ひ ほけんしゃ 第1号被保険者	にほんねんきんきこう のうふしよ おさ つか かみ いえ とど ぎんこう 日本年金機構から 納付書<納めるときに 使う 紙>が 家に 届きます。銀行 こんびにえんすすとあ おさ や コンビニエンスストアで 納めて ください。 こうざふりかえ くれじっとかーど つか おさ 口座振替や クレジットカード、PayPay を使って 納めることが できます。
だい ごう ひ ほけんしゃ 第2号被保険者	きゅうりょう ひ おさ 給料 から 引かれて 納めます。
だい ごう ひ ほけんしゃ 第3号被保険者	じぶん おさ ひつよう 自分で 納める 必要は ありません。

◆保険料免除等制度

保険料を 納めることが むずかしい場合は 相談して ください。保険料を 納める 必要が なくなつたり、はらう 期限を 待ってくれるかもしれません。

◆**もらうことができる 年金の種類**

ろうれいき そねんきん 老 齢 基 礎 年 金	65歳になったときから もらうことが できます。	
しょうがい き そねんきん 障 害 基 礎 年 金	65歳までに しょうがい者になったとき もらうことが できる場合が あり ます。	
いぞく き そねんきん 遺 族 基 礎 年 金	国民年金に 入っている人が 死んだとき、子どもが いる 配偶者< 夫 や 妻>か、子どもが もらうことが できます(※子どもが 18歳になった あとの 3月31日まで もらえます。体 などに 障 害 のある 子どもの 場合は 20歳になるまで もらえます。)	
か ふ ねんきん 寡 婦 年 金	年金を もらうことができる 夫 が 年金を もらわなくて 死ん だとき、妻が 60歳から 65歳までの 間 もらうことが できま す。	ど ち ら か 一 つ
しぼういちじきん 死 亡 一 時 金	年金を もらわなくて 死んだとき もらうことが できます。	

※自分で、年金を もらうための 手続きをして ください。 手続きをしないで 年金を もらうことは できま
せん。

※保険料を 払っていない 期間や、年金に 入っていない 期間が ある人は、もらえる 年金が 少なく
なります。もらうことが できない場合も あります。

◆**脱退一時金<国に帰るとき もらうことができるお金>**

国民年金(厚生年金保険、共 済 組 合)の 被保険者でなくなった人が、日本の 外へ 引っ越してか
ら 2年以内に 手続きをすると、もらうことが できる お金です。①から ④の すべてに あてはまる人が
もらうことが できます。

① 日本国籍を 持っていない

② 国民年金の 第1号被保険者として 6か月以上 保険料を 払った、
または 6か月以上 厚生年金保険の 被保険者だった

③ 日本に 住んでいない

④ 年金を もらうことが できる 権利を 持ったことがない

日本の 外へ 引っ越してから 2年以内に、請 求 書<脱退一時金の 申し込みの 紙>を 日本年金
機構に 送って ください。請 求 書は 市役所の 保険年金課にも あります。

★**詳しい 話を きく ところ(電話番号)**

彦根年金事務所 国民年金課 0749-23-1112(②→②) (保険料を 納める人)

お客様相談室 0749-23-1112(①→②) (年金を もらう人)

※自動音声案内なので、()内のボタンを押してください。